

(4) 環境事業

ア ごみ処理事業

(ア) ごみの種類・収集方法

項 目	広島市	湯来町
a 可燃ごみ	台所ごみ、再生できない紙くず・木くず	生ごみ、紙類、布類、ゴム製品、革製品、木切れ、落ち葉、布団など
b 不燃ごみ	陶磁器類、灰、その他(皮・ゴム製品・小型電気製品等)	陶器類、有害物、ガラス類、小型電化製品、金属類
c 資源ごみ	紙類・布類、缶・金属類、ガラス類(ビン、ガラス等)	缶、ビン類
d 大型ごみ	家具類、家電品(特定家電機器を含む。)、寝具類、その他	家具類、家電品(特定家電機器を除く。)、寝具類、その他
e 有害ごみ	蛍光灯、乾電池、体温計等有害物質を含んでいるもの	[不燃ごみに含む。]
f 特定家電機器(注1)	[大型ごみに含む。]	冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、冷凍庫
g ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用のペットボトル	[プラスチックごみに含む。]
h リサイクルプラ	プラスチック製の容器包装	[プラスチックごみに含む。]
i その他プラ	ペットボトル・リサイクルプラ以外のプラスチック	[プラスチックごみに含む。]
j プラスチックごみ	(g、h、iに分別)	飲料用・しょうゆ用ペットボトル、発砲スチロールなど

(注) 1 特定家電機器とは、家電リサイクル法の対象となる機器である。

2 一時多量ごみ、事業ごみについては、市、町とも収集せず、自己搬入又は許可業者に依頼している。

(イ) 収集状況

(平成16年4月1日現在)

項 目			広 島 市			湯 来 町		
			収 集 回 数	収 集 手数料	処 分 手数料	収 集 回 数	収 集 手数料	処 分 手数料
家 庭 ご み	可燃ごみ		週 2 回	無料	無料	週 1 ～ 3 回	50 円/30 リットル袋	30 円/18 リットル袋
	不燃ごみ		月 2 回			週 1 回	50 円/30 リットル袋	
	資源ごみ		月 2 回			週 1 回		
	大型ごみ		月 2 回	250 円～ 1,250 円		年 4 回	400 円	
	有害ごみ		月 2 回	無料		週 1 回	50 円/30 リットル袋	
	ペットボトル		週 1 回			週 1 回	30 円/45 リットル袋	
	リサイクルプラ		週 1 回					
	その他プラ		月 2 回					
	プラスチックごみ					週 1 回	30 円/45 リットル袋	
	一時多量ごみ (注1)	自己搬入 許可業者	随時	—	無料 10kg までご とに 80 円	随時	—	10kg までごとに 110 円 (プラスチックごみは 10kg までごとに 135 円)
特定 家電 機器	収集運搬	月 2 回 [大型ごみに含む。]	3,000 円 (注3)	—	年 4 回	3,675 円 (注3)	—	
	自己搬入	搬入先： 家電メーカー 指定引取場所 (中区光南2ヶ所)	無料	—	随時 搬入先： ボックスくろだお	3,675 円 (注3)	—	
事 業 ご み (注2)	一般	可燃	収集しない。	—	10kg までご とに 80 円	収集しない。	—	10kg までごとに 110 円 (プラスチックごみは 10kg までごとに 135 円)
		不燃						—
		大型 (注6)						
	産廃	不燃						
町内清掃ごみ			随時	無料	無料	随時	無料	無料

(注) 1 一時多量ごみ、事業ごみについては、市、町とも収集せず、自己搬入又は許可業者が収集している。

- 2 市では、事業ごみのうち、紙ごみ、剪定枝等の再生処理手数料は 10 kgまでごとに 60 円としている。
- 3 特定家電機器の収集手数料には、家電リサイクル料は含まれていない。
- 4 市の手数料は、上表により算定した額に 100 分の 105 を乗じた額(10 円未満切捨て)
町の手数料は、消費税及び地方消費税を含む。
- 5 町の処分手数料は、山県郡西部衛生組合の配付する指定袋により徴収している。
- 6 事業ごみ中、大型ごみについては、木製家具、寝具類、繊維製品に限る。

(ウ) ごみ処理施設等の整備状況

項 目	広 島 市				湯 来 町		
a 焼却工場							
	名 称	焼却能力	余熱利用		名 称	焼却能力	
	中工場	600t / 24h	給湯・冷暖房、温水プール、自家発電		山県郡西部衛生組合 ボックルくろだお クリーンセンター	ごみ焼却	13t / 8h × 2 基
	南工場	300t / 24h	給湯・冷暖房、温水プール、自家発電			大型ごみ焼却	なし
	安佐南工場	200t / 24h	給湯・暖房、自家発電				
	安佐北工場	200t / 24h	給湯・冷暖房、自家発電				
	佐伯工場	135t / 24h	給湯・暖房				
b 大型ごみ破碎 処理施設					なし		
	名 称		処理能力				
	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設		100t / 5h				
c 資源ごみ選別・ 資源化処理施設							
	名 称	処理能力	選別種類	備 考	名 称	処理能力	選別種類
	西部リサイクルプラザ	90t / 日	紙類 布類 ガラス類 金属類	空缶プレス機 6 台 磁選機 3 台	山県郡西部衛生組合 ボックルくろだお クリーンセンター	9 t / 5h	アルミ缶 スチール缶 段ボール 新聞雑誌
	北部資源選別センター	50t / 日	〃	空缶プレス機 4 台 磁選機 2 台			
	ペットボトル選別施設	4.6t / 7h	ペット ボトル				
					なし		
	名 称	処理能力		備 考			
	植木せん定 枝リサイクルセンター	5t / h		1 次破碎機 (せん断式) 2 次破碎機 (回転式)			
d ごみ埋立地					なし (財)広島県環境保全公社に委託(五日市地区産業廃棄物等埋立処分場)		
	名 称	埋立容量		浸出水処理施設能力			
	玖谷埋立地	約 3,400,000 ^{m³}		(下水道に直結)			
	似島埋立地	約 5,600 ^{m³}		-			

イ し尿・浄化槽汚泥処理事業

(ア) し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分

項 目			広 島 市			湯 来 町		
			収 集 回 数	収 集 主 体	収 集 手数料	収 集 回 数	収 集 主 体	収 集 手数料
し <								

- (注) 1 東区(旧安芸町の区域に限る。)及び安芸区においては、安芸地区衛生施設管理組合からの委託により、し尿収集業務を実施。(平成15年度までは許可制)
- 2 広島市の収集主体欄における公社とは、(財)広島市環境事業公社である。
- 3 市の手数料は、消費税及び地方消費税を含む。湯来町の手数料は、上表により算定した額に100分の105を乗じた額

(イ) し尿処理施設の整備状況

項 目		広 島 市			湯 来 町		
a し尿収集関連施設					なし		
		名称	延床面積	使用者			
		し尿収集車管理センター	m ² 3,042.66	(財)広島市環境事業公社			
b し尿等処理施設							
		名 称		処理能力	名 称		処理能力
		出島処理場	し尿処理	300 kℓ / 日	山県郡西部衛生組合 ボックルくろだお アメニティセンター	し尿処理	14 kℓ / 日
			浄化槽汚泥処理	300 kℓ / 日		浄化槽汚泥処理	13 kℓ / 日
東区旧安芸町及び安芸区は、安芸衛生センターで処理							

(ウ) 補助金

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 浄化槽設置事業補助金		
(a) 対象者	家庭用浄化槽の設置者	同左
(b) 対象地域	下水道認可区域と農業集落排水処理施設その他の集合処理施設による処理区域を除く地域	農業集落排水処理施設設置済区域及び設置予定区域、下水道認可区域、大型合併処理浄化槽施設を除く地域
(c) 交付限度額	5 人槽 354 千円 6～7 人槽 411 千円 8～10 人槽 519 千円	同左

ウ 環境美化事業

(ア) きれいなまちづくりの推進

項 目	広 島 市	湯 来 町
a ばい捨て未然防止対策		
(a) 内容	散乱ゴミ追放キャンペーン 地域環境美化推進員制度 美化活動ボランティアの表彰 学校における環境美化教育の推進 ポスターによる啓発その他 ばい捨て防止のための巡回パトロール 街路ごみ容器の維持管理	啓発看板の設置 散乱ゴミ追放キャンペーン
b 清掃活動の推進		
(a) 内容	クリーンボランティア支援事業 ボランティアによる清掃を支援 アダプト制度の実施 クリーンアップチームひろしま 繁華街や主要交差点の歩道の清掃を巡回清掃車 5 台で実施 町内清掃活動の支援	空き缶等追放キャンペーン 町内一斉美化活動(年 2 回)